

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）

（照会者名）（敬称） から、令和 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る減免税の適用の可否に関する照会につき
ましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせしま
す。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な照会でない。
- ☐ 照会貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である。
- ☐ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものである。
- ☐ その他：

税関 業務部

上記照会貨物の減免税の適用の可否について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） まで
お問い合わせください。

回 答

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C 第
1000 号—22）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等
の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服申立ての対象とならず、また当該回答について意見
の申出を行うことはできません。

（規格 A4）